

## 新型コロナウイルス感染症による学生等への支援等に関する申し入れ

本日、自由民主党政務調査会文部科学部会及び教育再生実行本部の役員会は、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けている学生等への支援等について議論を行い、以下のとおり認識を共有した。

政府においては、これらの事項について更なる財政支援を含めて検討し、学生等が安心して学業を継続し、修学できる環境を整えることを要望する。

### 一 高等教育の質の担保

一般のコロナウイルス感染症により休校を余儀なくされている中であっても、大学等における教育研究の機会を確保し、その質を担保するため、大学等における単位認定の在り方、必要な実習等が困難な場合の代替や期間設定の弾力化、オンラインによる学習により生じている格差の解消等に向け、所要の措置を講じること。

### 二 経済的困難に陥った学生等への支援の一層の充実

アルバイト先の休業や保護者の家計急変等により、経済的困難に陥った学生等に対して、大学や専門学校等が行う授業料減免や学校独自の給付金支給等の取組について、国としてできる限りの支援を行うこと。また、今後の感染の状況を踏まえ、学生の家賃の補助について検討を行うこと。

### 三 経済的困難に陥った学生等への支援策の周知徹底

アルバイト収入の減少等に直面している学生等に対して、雇用調整助成金等、学生等も対象となり得る文部科学省以外の諸制度を含めてわかりやすく一覧化し、速やかに周知徹底すること。

### 四 大学における研究環境の維持・改善

科研究費を始めとする競争的研究費について、今回のコロナウイルス感染症を理由とする各種手続きの期限延長や繰越しを柔軟に認めるとともに、その手続きを簡素化すること。また、大学等に対して、非常勤講師の雇用の維持・確保に向けた取組を促すこと。

### 五 大学独自の取組の普及広報と必要な措置の検討

一〇四に關し各大学や専門学校等が独自に行っている取組等の情報を文部科学省が収集・把握し、普及広報活動に努めるとともに、学生等が不利益を生じないよう必要な措置について検討すること。

令和二年四月二十八日

自由民主党政務調査会文部科学部会  
教育再生実行本部